

ブランドの保護・管理・権利行使（ポートフォリオ管理／ブランド管理）

増田・舟井法律事務所は、企業のブランドは最重要資産であるとの認識の上で、各クライアントの懸念および権益を十分に配慮にしています。当事務所は、クライアントが保有する知的財産ポートフォリオの適切な保護・管理には、法律上の課題とビジネス上の目的との間に上手くバランスを持たせる多段階的かつ協調的な措置が必要と考えます。

所属する弁護士は、クライアントが自らのブランドを適切に管理・活用できるよう、プロモーション戦略、強力な特許、商標およびサービスマークの選択、クリアランス調査、ならびに世界規模で知的財産を使用するための効果的手法についてアドバイスを行っています。また、各クライアントの知的財産を継続的に注意深くモニタリングすることで、クライアントが保有する特許、商標、サービスマーク、ドメイン名、著作権、営業秘密およびその他の機密・専有情報への侵害の防止・回避にも努めています。さらに、権利侵害に対する警告状をアシストした経験も深く、クライアントとの連携を密にしながら、権利保護のための訴訟の必要性について慎重に判断しています。

当事務所は、ブランド開発をサポートする複雑かつ多段階にわたる知的財産契約の交渉・文書作成における豊富な知見と経験を有しています。当事務所が文書作成、交渉および締結をアシストしたライセンス契約および付随契約は、様々な業界および管轄地にかかわるもので、世界でも最大規模の企業のライセンス案件に携わったこともあります。また、合併、買収およびその他企業間取引に関連する知的財産デューデリジェンスはもとより、ターゲット企業の知的財産ポートフォリオ上のリスクに関するアドバイスも行っています。

さらに、変化の激しいソーシャルメディアの分野では、誹謗、ネット上の知的財産権の侵害、クライアントが保有する知的財産のソーシャルメディア上での使用、プライバシー、免責条項、発表および広報内容、コンテストおよび抽選くじ、ならびにネット上での商品・サービスの販売等、多種多様な問題についても助言を提供する一方で、知的財産およびソーシャルメディアに関する包括的ポリシーの構築・実施、当該分野に関する最新の連邦・州法に準拠したプライバシーポリシーおよびウェブサイト利用規約の作成にも対応しています。